

当日は、朝からあいにくの雨でしたが、参加された94人の受講生の皆さんは、紅白それぞれの鉢巻きを締め、やる気満々といった様子で、体育館の中は活気に溢れていました。

初めに会場となる体育館の利用にご協力いただきました府立住之江支援学校の益子校長先生より開会のご挨拶があり、続いて全員でラジオ体操を行いました。受講生の皆さんは、年齢の幅も広く、中高年の方もおられますから、しっかり準備体操をして競技に臨まれていました。プログラムの内容は、台風の日や玉入れ等、全て団体競技で、紅白に分かれて点数を競います。どの競技もみんなで力を合わせ、スポーツを楽しんでいる姿が印象的で、日頃の阿倍野市民学習センターで行われる教室の皆さんの姿とは、違った一面を見ることができました。指導員の先生方も大いに盛り上げてくださり、受講生の皆さんも嬉しそうでした。

すべての競技を終えた勝敗の結果は、白組の勝利となり、益子校長先生より優勝トロフィーが授与され、閉会となりました。

【「仲間づくりの教室」スポーツ大会 ／住之江支援学校 体育館にて】



途中、勢い余って転ぶ姿も見られましたが、ケガもなく無事に終わることができました。元気に体を動かし、心地よい疲れを感じながら帰途につかれた受講生の皆さん、ご準備、ご指導いただきました先生方、お疲れ様でした。



2024年(令和6年)4月の報酬改定の 検討状況について

厚生労働省では、2023年(令和5年)5月より次の報酬改定に向け、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」で本格的に検討が始まっています。7月から8月にかけては全国手をつなぐ育成会連合会も含んだ団体ヒアリングが開催され、9月からは個別の障害福祉サービス事業の論点が示され始めています。

まず9月19日には、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」および「重度障害者等包括支援」といったヘルパー事業について、論点の方向性が示されました。

具体には、特定事業所加算の加算要件の見直し(居宅介護、行動援護)や、居宅介護職員初任者研修課程修了者で3年以上の介護等の実務経験者をサービス提供責任者とするという暫定措置の廃止(居宅介護)、行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件で介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置の延長(行動援護)、入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用を特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とすることを検討(重度訪問介護)等が方向性で示されました。

次に9月27日には、「短期入所」、「施設入所支援」および「生活介護」について方向性が示されました。

具体には、平時からの情報連携を整えた事業所が、医療的ケア児者等の重度障害者を緊急時に受け入れた場合の評価の検討(短期入所)、重度化・高齢化により医療的ケアが必要な入所者が医療機関に通院する際の支援についての対応を検討(施設入所支援)、基本報酬の報酬設定にサービス提供時間別の設定を加える検討(生活介護)、利用定員規模別の報酬設定を10人ごとに設定する検討(生活介護)等が示されました。

これらについては、インターネットで資料が公開されていますので、気になる事業については一度ご覧になっておいてください。検索サイトで「厚生労働省」、「障害福祉」、「報酬改定検討チーム」で検索をすると出てきます。

今後は就労系事業、グループホーム、相談系事業等についても示されていく予定です。今後も報酬改定検討チームでの検討状況を留意してください。